

1 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針について

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）は、当初、平成27年3月31日までの時限立法として施行されたものであるが、第186回国会において成立した「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第28号）により、その効力が平成37年3月31日まで延長された。

次世代法において、主務大臣は、地方公共団体等の行動計画の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならないとされ、国家公安委員会は、当該主務大臣として、文部科学大臣、厚生労働大臣等と共に行動計画策定指針の策定、変更等を行っている。

現行の行動計画策定指針は、平成21年に告示されたものであるところ、この度、上記のとおり次世代法の効力が10年間延長されたことから、昨今の情勢変化を踏まえて、新たな行動計画策定指針を策定し、告示するものである。

2 警察関係施策に係る共同告示の概要（別添参照）

- 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
スマートフォン等の普及を踏まえたフィルタリング等の普及啓発
- 安全な道路交通環境の整備
最高速度30km/hの区域規制等による安全で安心な道路空間の創出等
- 安全・安心まちづくりの推進等
犯罪等の防止に配慮した環境設計等
- 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
交通安全教室や自転車の安全利用の推進等
- 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
スクールサポーターの活用や被害防止教育の推進等
- 被害に遭った子どもの保護の推進
関係機関との役割分担及び連携の推進等

3 今後の予定

平成26年11月19日 告示予定

| | | |
|--------------------------------------|--|-------------------------------|
| <p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 2</p> | <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令の 一部を改正する政令案等について</p> | <p>平成26年11月13日</p> <p>保安課</p> |
|--------------------------------------|--|-------------------------------|

1 趣旨

現在国会において審議中の銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案のうち、公布日に施行する部分（災害により猟銃を亡失した者等に係る猟銃の許可の基準の特例）について、下位法令を整備するもの。

2 改正案の概要

(1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令案

災害により許可済猟銃を亡失した者等に係る猟銃等講習会の講習時間について、経験者講習と同じ扱いとするもの。

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案

災害により許可済猟銃を亡失した者等に係る猟銃の所持許可の申請書に添付する書類として、災害により許可済猟銃を亡失した事情等を明らかにした書類等を定めるもの。

3 施行期日

公布の日（銃刀法改正法の公布日と同日）

| | | |
|--|--|--------------------|
| 公安委員会 説明資料No. 3 | 「銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集について | 平成26年11月13日 保安課 |
| <p>1 趣旨</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令案について検討しているところ、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。</p> <p>2 期間</p> <p>平成26年11月14日(金)から平成26年12月13日(土)までの30日間</p> <p>3 改正案の概要</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第39条において、本邦に上陸しようとする者の所持する銃砲又は刀剣類を、上陸地を管轄する警察署長が仮領置しないでも危険がないと認められる場合を定めているところ、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成26年法律第74号)の施行に伴い新設される船舶観光上陸をしようとする場合を同条に追加するもの。</p> <p>4 今後の予定</p> <p>閣議予定日: 12月下旬</p> <p>施行期日: 平成27年1月1日</p> | | |

| | | |
|---------------------------|---|--|
| 公安委員会 説明資料No. 4 | 死体取扱規則等の一部を 改正する規則案に対する 意見の募集について | 平成26年11月13日 刑事企画課 捜査第一課 犯罪鑑識官課 生活安全企画課 |
|---------------------------|---|--|

1 趣旨

死体取扱規則等の一部の改正に向けた準備を行うこととし、その一環として広く一般から意見を募集するもの。

2 改正案の概要

(1) 改正の背景

死因究明等推進計画（平成26年6月13日閣議決定）において、身元不明死体の身元確認のためにDNA型情報を活用する仕組みを構築していくこととされたことを受けて定めようとするもの。

(2) 死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）第4条及び第4条の2

身元が明らかでない死体（犯罪捜査の手続が行われる死体を除く。）に係るDNA型記録（死体DNA型記録）をデータベース化し、特異行方不明者等DNA型記録と対照することにより、当該死体の身元の特定に資することとする。

(3) DNA型記録取扱規則（平成17年国家公安委員会規則第15号）第5条、第6条及び第7条

身元が明らかでない変死者等に係るDNA型記録（変死者等DNA型記録）をデータベース化し、特異行方不明者等DNA型記録と対照することにより、当該変死者等の身元の特定に資することとする。

(4) 行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）第24条の2及び第24条の3

特異行方不明者等に係るDNA型記録（特異行方不明者等DNA型記録）をデータベース化し、変死者等DNA型記録及び死体DNA型記録と対照することにより、特異行方不明者の発見に資することとする。

(5) その他（DNA型記録取扱規則第2条第2号）

鑑定機材の高度化によりDNA型鑑定の座位が追加されること等に伴い所要の規定を整備することとする。

3 施行期日

平成27年4月1日（水）

4 意見提出期間

平成26年11月14日（金）から平成26年12月13日（土）までの30日間

| | 月 間 | そ の 他 |
|-----|-------------------------|---------------------------|
| 1月 | | |
| 2月 | | |
| 3月 | | |
| 4月 | | |
| 5月 | | ○ 春の全国交通安全運動 (中旬) |
| 6月 | ○ 不法就労・不法滞在防止のための活動強化月間 | |
| 7月 | | |
| 8月 | | ○ 防災週間 (30日～9月5日) |
| 9月 | | ○ 秋の全国交通安全運動 (21日～30日) |
| 10月 | | ○ 全国地域安全運動 (11日～20日) |
| 11月 | ○ 指名手配被疑者捜査強化月間 | |
| 12月 | | |

公安委員会

説明資料No. **6**

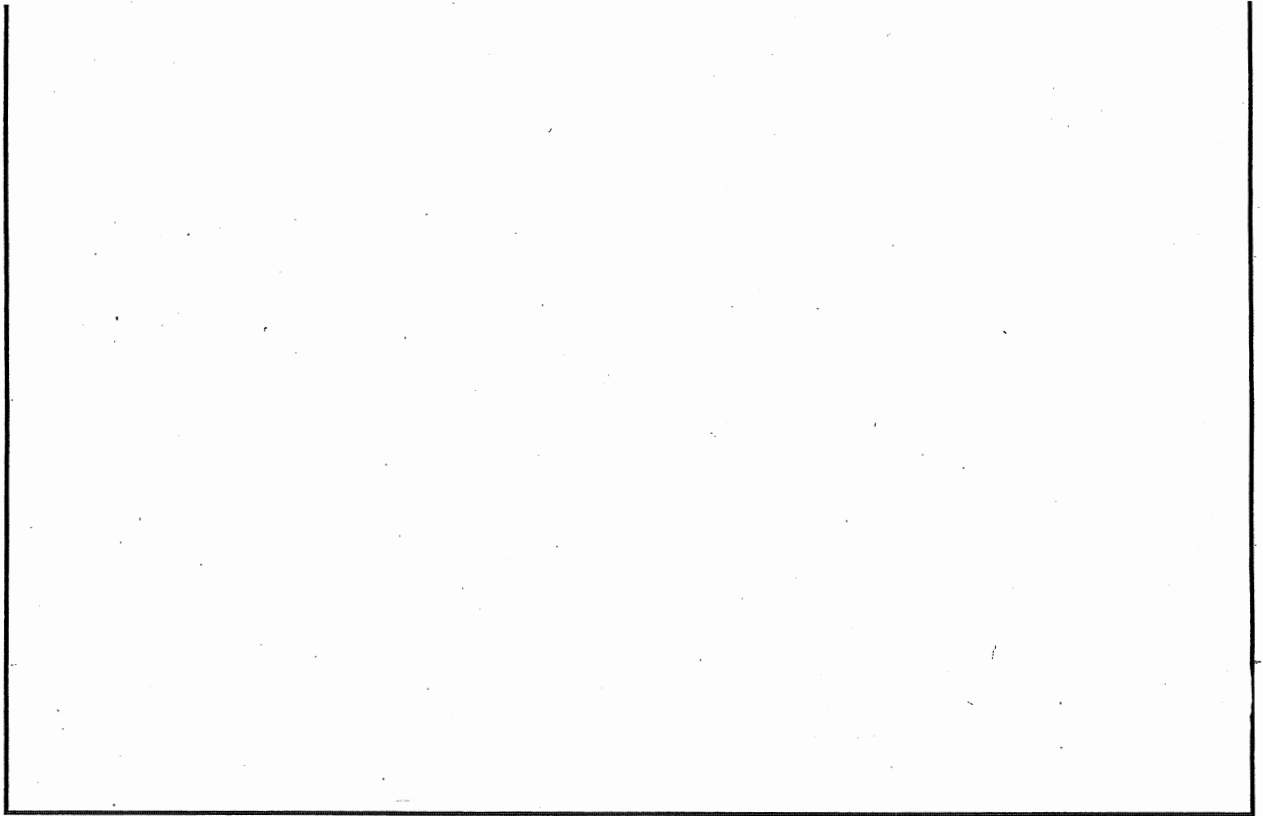
警察庁長官に対する開示請求の決定について

(行政機関情報公開法関係)

平成26年11月13日

総務課

(略)



1 日時

平成26年11月18日（火）午前8時50分から午後5時45分まで

2 開催場所

警視庁術科センター（武道館及び射撃場）

3 競技方法

- (1) 団体戦（皇宮警察本部及び都道府県警察48チーム）

警察官の政令定数により3部※に分けて実施

※ 第1部～5,000人以上、第2部～2,500人以上5,000人未満、第3部～2,500人未満

- (2) 個人戦（女性警察官のみ）

皇宮警察本部及び都道府県警察の代表者により実施

4 競技種目及び出場選手

- (1) 団体戦

ア 逮捕術

同種試合（徒手、警棒）、異種試合（徒手対短刀、警棒対短刀又は警杖）

イ 拳銃

制服警察官の部、私服警察官の部、センター・ファイア・ピストルの部

ウ 出場選手

| 区 分 | 逮 捕 術 | 拳 銃 |
|------------|-------|-----|
| 第1部（12チーム） | 7人 | 5人 |
| 第2部（15チーム） | 6人 | 4人 |
| 第3部（21チーム） | 5人 | 3人 |

- (2) 個人戦

ア 逮捕術

女子個人戦（警棒対警棒） 77人

イ 拳銃

女子エア・ピストル 29人

女性制服警察官 44人

5 主な表彰

- (1) 団体戦は、各部ごとに成績上位チームを表彰

- (2) 個人戦は、個人戦及び拳銃団体戦の各競技種目の成績上位者を表彰

6 前回大会（平成25年度）の優勝（団体戦）

| 区 分 | 逮 捕 術 | 拳 銃 |
|-----|-------|-------|
| 第1部 | 警視庁 | 警視庁 |
| 第2部 | 茨城県警察 | 栃木県警察 |
| 第3部 | 岩手県警察 | 佐賀県警察 |

7 その他

大会当日は、午後2時30分から閉会式まで、部内に中継予定

（庁内CATVチャンネル「204」）

1 サイバーセキュリティ基本法の国会審議の経緯

- 第186回通常国会において、議員立法により提出され、6月13日に衆議院で可決されたが、参議院で継続審査となった。
- 第187回臨時国会において審議がなされた結果、10月29日に参議院で、11月6日に衆議院で、それぞれ可決され、同月12日に公布・一部施行。

2 法律の内容及び附帯決議

(1) サイバーセキュリティ基本法(別添1)

- 内閣に、内閣官房長官を本部長とし、国家公安委員会委員長等の国務大臣や有識者を本部員とするサイバーセキュリティ戦略本部を設置する。同本部において、サイバーセキュリティ戦略案の作成、国の行政機関で発生した重大事象の施策評価(原因究明調査を含む。)等の事務をつかさどる。
- 関係行政機関の長は、同本部に対し、資料又は情報を適時に提供するなど、必要な協力を行わなければならない。

(2) 附帯決議(衆議院・参議院(別添2))

- 政府は、サイバーセキュリティに関する高度かつ専門的な知識を有する人材の育成に早急に取り組むとともに、人材を関係行政機関等から幅広く登用するよう努め、官民の連携体制を整備すること。
- 政府は、サイバー攻撃を組織的に行う集団等の動向を分析し、捜査機関等との情報の適切な共有を図ること。

3 情報セキュリティ政策会議^(※)第41回会合の開催(持ち回り)

(1) 決定事項

- 「我が国のサイバーセキュリティ推進体制の機能強化に関する取組方針(案)」について(別添3)

今後、NISC(内閣サイバーセキュリティセンター)の法制化(内閣官房組織令)等の制度整備を行うほか、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据え、総合的分析機能や情報集約機能等の強化、人材の育成及び登用等を検討するなどの取組方針につき決定するもの。

(2) 報告事項

- 「サイバーセキュリティに関する国際連携の進展」について

今年度の国際キャンペーンの実施結果や、これまでの外国政府とのサイバー関係協議の実施状況、日ASEANの連携の進捗状況等について報告するもの。

- 「政府の情報セキュリティに関する予算」について

政府における、情報セキュリティに係る平成27年度予算の概算要求の状況について報告するもの。

(※) 官民における統一的・横断的な情報セキュリティ対策の推進を図るため、内閣官房長官を議長とし、国家公安委員会委員長等の国務大臣や有識者を構成員として、平成17年5月に設置された会議。

1 全国少年補導職員等研修会

(1) 目的

少年補導職員等の知識及び技能の向上を図ることを目的とする。

【少年補導職員】

特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動を行わせるため、その活動に必要な知識及び技能を有する警察職員（警察官を除く。）のうちから警視総監又は道府県警察本部長が命じた者。

※ 全国の少年補導職員～998人（平成26年4月1日現在）

(2) 開催期間

平成26年11月19日（水）から21日（金）までの3日間

(3) 研修参加者

少年補導職員等 47名

(4) 内容

大学准教授（臨床心理学）による講義及び少年警察をめぐる諸問題について分科会討議を行う。

2 皇太子殿下御接見

研修参加者は、11月20日（木）午後4時30分から、東宮御所において皇太子殿下御接見を賜り、参加者の代表2名が少年補導職員の活動状況について御説明を申し上げる。

※ 御接見は、天皇皇后両陛下が皇太子同妃両殿下であられた昭和49年（第7回研修会）から賜っており、平成に入ってから天皇皇后両陛下として御接見を賜り、平成16年からは現在の皇太子殿下の御接見を賜り、現在に至っている。（今回で41回目の御接見）

1 これまでの人身取引対策

- 2004年(平成16年)4月、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議(内閣官房副長官補を議長とし関係省庁の局長級が構成員)を設置。
- 2004年と2009年に人身取引対策行動計画(以下「行動計画」という。)を策定し、政府を挙げた取組を推進。

2 「人身取引対策行動計画2014(仮称)」(案)の策定

- 現在の行動計画は、本年12月で策定から5年が経過。
- 内閣官房を中心に起案した「人身取引対策行動計画2014(仮称)」(案)(以下「新行動計画」という。)について意見募集を実施し、関係省庁連絡会議を経て、12月開催の犯罪対策閣僚会議で決定予定。

3 新行動計画(案)における警察関係項目のうち主なもの

- (1) 在留管理の徹底を通じた人身取引の防止(新行動計画2.(2)関係)
 - ・ 偽装結婚を始めとする偽装滞在・不法滞在事案等の取締りによる人身取引事犯の掘り起こしと被害者保護の徹底。
- (2) 人身取引被害者の認知の推進(新行動計画3.(1)関係)
 - ・ 警察相談専用電話や匿名通報ダイヤル等を活用した被害者の確実な認知。
- (3) 取締りの徹底(新行動計画4.(1)関係)
 - ・ 人身取引対策関連法令執行タスクフォースによる関係機関の連携
 - ・ 「人身取引取締りマニュアル」の活用による取締りの徹底
- (4) 国境を越えた犯罪の取締り(新行動計画4.(2)関係)
 - ・ 諸外国の捜査機関との情報交換等の実施。
- (5) 被害者に対する保護・支援の取組(新行動計画5.(1)及び(3)関係)
 - ・ 関係行政機関と連携した被害者の保護及び捜査過程における被害者への情報提供の実施。
- (6) 国民等の理解と協力の確保(新行動計画6.(2)iv関係)
 - ・ 人身取引事犯未然防止のための広報啓発ソフト等の作成・活用。
- (7) 人身取引に関する年次報告の作成等(新行動計画6.(3)④関係)
 - ・ 施策の実施状況や取締状況等を取りまとめ公表。

4 新行動計画(案)に新たに盛り込まれたその他の対策

- 労働搾取を目的とした人身取引の防止(新行動計画2.(3)関係)
 - ・ 外国人技能実習制度の抜本的な見直しによる制度の適正化等
- 外国人材のさらなる活用に向けた新たな制度に係る取組(新行動計画2.(4)関係)
 - ・ 2020年オリンピック東京大会に向けた外国人建設就労者受入事業等の適切な運用

1 概要

産学官連携によるサイバー犯罪等への対処を目的とする日本版NCFTAが、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（Japan Cybercrime Control Center：略称JC3）として設立され、11月13日から業務を開始する予定。

2 業務開始に至る経緯

- (1) 平成25年4月 米国NCFTAに職員を派遣。
- (2) 平成25年6月 サイバーセキュリティ戦略（情報セキュリティ政策会議決定）に、日本版NCFTAの創設に向けた検討を行う旨が記載。
- (3) 平成25年7月～12月 総合セキュリティ対策会議（生活安全局長主催の私的懇談会）において、「サイバー空間の脅威に対処するための産学官連携の在り方～日本版NCFTAの創設に向けて～」をテーマとした議論を行い、報告書を取りまとめ。
- (4) 平成25年12月 「世界一安全な日本」創造戦略（閣議決定）において、日本版NCFTAの創設について検討を行い、速やかに実施に移す旨が記載。
- (5) 平成26年8月 一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター設立発起人会が開催。
- (6) 平成26年9月 一般財団法人日本サイバー犯罪対策センターを登記。

3 業務内容

- (1) サイバー空間の脅威に関する情報の集約・分析
- (2) サイバー空間の脅威への対処に関する研究開発
- (3) サイバー空間の脅威への対処に関するトレーニングプログラムの開発及び提供
- (4) サイバー空間の脅威に総合的に対処するための国際連携

4 今後の活動予定

インターネットバンキングに係る不正送金事犯への対処を当面の活動目標として、関係者間の情報の共有及び分析を推進。

警察としては、民間事業者等の知見を活用し、サイバー空間の脅威の大本を絶つために、同センターと緊密に連携。

1 摘発年月日

平成26年11月5日（水）

2 摘発店舗

東京都新宿区歌舞伎町 所在ビル
バカラ賭博店

3 被疑者（胴元2人、賭客5人の計7人を現行犯逮捕）

(1) 胴元

甲 住居 不定
職業 バカラ賭博店従業員
男性（31歳）
乙 住居 東京都江東区
職業 バカラ賭博店従業員
女性（38歳）

(2) 賭客

A 住居 神奈川県秦野市
職業 大学生
男性（21歳） 他 4人

4 事案概要

被疑者甲、乙は上記店舗にロボットアームを使用したバカラ台一式及びパッチパネル式モニター15台を設置し、常習として、平成26年11月5日、賭客Aらを相手方として金銭を賭け、バカラ賭博をしたもの。

5 適用罪名・罪条

胴元： 常習賭博 刑法第186条第1項 同法第60条
賭客： 賭博 刑法第185条

6 営業形態

- (1) 本件賭博店は、ロボットアームをディーラーとしたバカラ台一式とタッチパネル式モニター15台等を設置し、年中無休、24時間営業。
- (2) 賭博店は、地上8階、地下2階建ての雑居ビルの3階に店舗（約72㎡（約22坪））を構え、二重ドア、監視モニターを設置。

7 今後の捜査方針

- (1) 経営者等の突き上げ捜査
- (2) 押収した証拠品の解析等

平成26年11月3日（月）から11月7日（金）までの間、モナコ公国において、第83回 I C P O（国際刑事警察機構）総会が開催されたところ、その概要は次のとおり。

1 閣僚会合

(1) 開催日

平成26年11月3日（月）及び4日（火）

(2) 参加者

米田長官

(3) 議題等

○ パネル・ディスカッション

「国内及び国際警察協力における障害の克服」と題するパネル・ディスカッションにおいて、米田長官は、サイバー空間の脅威に対する各国の対処能力の向上及び国際連携の一層の加速について提起。

○ 閣僚宣言の採択

サイバー犯罪対策等、重要課題への対処に向けた国際連携強化に関する閣僚宣言を採択。

○ 個別会談の実施

バレストラジ I C P O 総裁、ストック I C P O 新事務総長（前ドイツ連邦刑事庁次長）、シンガポール内務大臣等と会談し、国際連携、サイバー犯罪対策等について意見交換。

2 年次会合

(1) 開催日

平成26年11月5日（水）から7日（金）までの間

(2) 参加者

国際捜査管理官ほか

(3) 議題等

○ 事務総長の交代

新事務総長にユルゲン＝ストック氏が承認された。

○ シンガポール総局の設立準備

シンガポール総局（シンガポールに置かれる I C P O 事務総局の新拠点で、サイバー犯罪対策等を担う。）の来年4月の正式開所に向けた準備状況について報告がなされた。

3 その他

第84回総会はルワンダ、第85回総会はインドネシアで開催予定。

| | | |
|---------------------|-----------------------------|--------------------|
| 公安委員会 説明資料No. 14 | 団体規制法に基づく警察庁長官の 意見陳述について | 平成26年11月13日 公安課 |
|---------------------|-----------------------------|--------------------|

オウム真理教（以下「本団体」という。）は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づき、平成12年1月の公安審査委員会決定により公安調査庁長官の観察処分（※）に付され、以後、3年ごとに同処分の期間更新が決定されている。公安調査庁長官は、同処分の期間更新を公安審査委員会に請求する際には、警察庁長官の意見を聴くこととされており、警察庁長官は、これを受けて、意見を述べるものである。

※ 観察処分

無差別大量殺人行為を行った団体に対し、活動状況を継続して明らかにさせるために一定期間、公安調査庁長官の観察に付する処分。被処分団体は、公安調査庁長官に対して団体の構成員や資産等を報告する義務及び公安調査官の立入検査を受忍する義務を負う。

1 意見の内容

本団体については、観察処分の期間更新を請求することが必要であると認められる。

（ 中 略 ）

3 今後の予定

26年12月上旬～公安調査庁長官が公安審査委員会に期間更新を請求
27年1月下旬～公安審査委員会が処分を決定